

議会運営委員会会議録

令和4年11月21日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:47

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
 - (1) 一般質問通告締切日 11月22日(火)午後5時
 - (2) 議案に対する質疑通告締切日 12月1日(木)午後5時
 - (3) 意見書案・請願提出締切日 12月1日(木)午後5時
- 5 陳情の取り扱いについて
 - (1) 陳情第24号 「飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」のすみやかな可決を求める陳情
- 6 飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

令和4年第6回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

予算関係の議案から、ご説明いたします。

「議案第90号 令和4年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)」及び「議案第101号 令和4年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)」につきましては、「令和4年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをご覧ください。表の下に記載しておりますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと、今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

一般会計は、歳入歳出予算の総額に47億5718万円を追加して901億3771万3千円にしようとするものでございます。

また、9つの特別会計のうち今回補正する8つの会計で、合計5億9213万8千円を増額する補正をするものでございます。

企業会計では、4つの企業会計のうち今回補正する3つの会計で、合計7億8729万6千円を減額する補正をするものでございます。

合計で45億6202万2千円を増額するものでございます。

4ページ以降に補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、予算関係以外の議案について、「議案概要」で説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。「議案第102号 飯塚市個人情報保護条例の全部を改正す

る条例」につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正されたことから、同法の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

「議案第103号 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、公職選挙法施行令の改正に伴い選挙運動に係る公費負担の単価を改定するものでございます。

「議案第104号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（公共施設跡地関係）」につきましては、公共施設跡地について審議及び審査させるため、「飯塚市学校跡地・跡施設売却に係る事業者選定委員会」を「飯塚市公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会」とするものでございます。

「議案第105号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（行政経営戦略関係）」につきましては、行財政改革大綱及び行財政改革実施計画の策定並びに進捗に関し調査審議を行うため、「飯塚市行政経営戦略推進審議会」を設置し、併せて「飯塚市行政評価委員会」を廃止するものでございます。

2ページをお願いいたします。「議案第106号 飯塚市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、定年年齢を令和5年度より2年毎に1歳引き上げ、令和13年度に65歳にするものでございます。

「議案第107号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきましては、職員の定年延長に係る地方公務員法の改正が行われたため、これを参考にして関係規定を整備するものでございます。

「議案第108号 飯塚市公共施設等整備基金条例」につきましては、公共施設及び公用施設の建設費、改修費、除却費及び設備の更新費等の整備費の財源確保を目的として、飯塚市公共施設等整備基金を設置するものでございます。

「議案第109号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市立図書館穂波館及び颯田館の管理運営について、指定管理者に行わせることを可能とするものでございます。

3ページをお願いいたします。「議案第110号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」につきましては、体育施設に穂波東グラウンドを加え、颯田グラウンドに照明設備を増設したため照明料金を改正するものでございます。

「議案第111号 飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例」につきましては、プリペイドカードを廃止し、利用料金の支払い方法に回数券を加えるものでございます。

「議案第112号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」につきましては、市民公園のテニスコートの整備に伴い、利用料金の改正及び利用時間を午後10時まで延長するものでございます。

「議案第113号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（学校施設における児童の転倒事故）」につきましては、飯塚市立飯塚東小学校敷地内で発生した転倒事故についてでございます。この転倒事故につきましては、損害賠償額が確定し相手方に269万3000円を支払う旨の協議が整いましたので、和解を行うものでございます。

「議案第114号 指定管理者の指定」につきましては、飯塚市市民公園体育施設の指定管理者として、「一般社団法人 飯塚市スポーツ協会」を令和5年度から5年間指定するものでございます。

4ページをお願いいたします。「議案第115号 指定管理者の指定」につきましては、飯塚市立図書館と4地域館の指定管理者として、「株式会社 図書館流通センター」を令和5年度から5年間指定するものでございます。

「議案第116号 ふくおか県央環境広域施設組合規約の変更について」につきましては、ふくおか県央環境広域施設組合が管理する可燃ごみ処理施設の再編等に伴い、経費の支弁の方

法を改正するものでございます。

「議案第117号 市道路線の認定」につきましては、寄付採納に伴い1路線を認定するものでございます。

以上、簡単ですが、議案の説明を終わります。

○教育部長

「議案第109号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」につきましては、本来であれば、飯塚市立図書館穂波館及び潁田館の施設の指定管理者制度導入の可否について審議いただき、その後、指定管理者の指定議案におきまして、指定管理者の適否について審議いただくものでございますが、条例の一部改正の手続を経ることなく、指定管理者の募集を行ったため、今12月議会におきまして、条例改正の議案と指定管理者の指定議案をあわせて提案させていただくものでございます。

今回の件は、指定管理者の選定手続のチェック体制の不備に起因するものでございます。今後このようなことがないように万全を期する所存でございます。誠に申し訳ございませんでした。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

○川上委員

今、教育部長が誠に申し訳ありませんと言われた件については、指定管理の議案そのものが不適當ということではないんですか。

○教育部長

条例改正の手続をせずに、公募を行った分につきまして、チェック体制の不備などがあり、手続的にはよろしくないというふうなものでございます。

○川上委員

だとすれば、それをお認めになっているのであれば、どうして議案を上程できるんですか。

○教育部長

手続的には非常に不適切ではございますが、手順としまして、こういった形で議案を提案することについて、大変申し訳なく思っておりますけれども、特段、提案できないというものではないという認識の中で、今回お願いするものでございます。

○川上委員

公募はどういうふうに行ったか、その基本的な項目について、ちょっと説明してください。潁田館と穂波館に関するところを含めて。

○委員長

川上委員、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いをいたします。内容については。

○川上委員

ですから、提出できないものを提出しようとしているのではないかということ进行明らかにするために聞いているわけで、議案審査をしているわけではありません。

○委員長

答弁できますか。

○教育部長

公募につきましては、飯塚市立図書館穂波館及び潁田館、こちらのほうが現在直営でございますけれども、こちらのほうを含めた5館を指定管理の対象として公募を行っている次第でございます。

○川上委員

議会運営委員会としてはね、そういうルール違反のやり方をして、指定管理者の候補を決め

たということであればね、議案提出そのものが認めがたいというふうに言わざるを得ないんじゃないかと思うんだけど、市長、どういうお考えですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:10

再 開 10:10

委員会を再開いたします。

○総務部長

今回の提案に関しましては、現在まで飯塚市議会に指定管理の議案をご提出するに際しましては、教育部長が答弁されましたように、指定管理者にする施設の条例を出し、議決をいただいた後に、指定管理者選定の議案を別に、後日、議案を提出して、採決をいただいております。今回につきましては、その指定管理者指定議案と、選定議案を同時に提出させていただいております。手続的にはですね、原課において不備があったのは、先ほど説明いたしましたとおりでございますけれども、法令上あるいはその議決の有効性上の検討をいたしました結果、指定議案と選定議案を同時に提出することは可能であるという見解を得ましたので、今回提出をさせていただきます。

なお、通常の契約議案等と同様でございますので、指定議案あるいは選定議案いずれかにおきまして否決、同意をいただけなかった場合には、議決をもって選定をいたしますので、選定自体も可決ということにはなりませんので、そういう取扱いの中でご審議をいただければということで、提案をさせていただいた次第でございます。

○川上委員

これは議会事務局に聞くことかもしれませんが、過去にこういう例がありますか。

○議会事務局次長

ただいま総務部長が答弁されましたように、公の施設の設置管理条例を設けまたは改正、指定管理者を指定することを順序で提案し、議決することが適当とはされておりますけれども、同一会期に議決することは可能であるというふうにされております。その中で、過去、飯塚市におきましては、平成22年度に健康の森公園市民プール及び多目的施設の指定管理に関しまして、今回同様に条例改正を失念していたということで、条例改正と指定管理者の指定の議案が提出されて、可決されたという経緯がございます。

○川上委員

そのときに、執行部として、今後これを先例とするというようなことを決めたわけではないんでしょう。

○総務部長

当然にそういうことを決めたわけではございません。その際につきましても、議会のほうに陳謝申し上げ、ご審議をいただいたという経緯がございます。

○川上委員

先ほどから私が言っている論点と総務部長が答えている論点、別の件なんです。総務部長がおっしゃったのは、2つの議案についての取扱い、先行して審査、決定しなければならないものを、先行してせずに、同一会期でやろうとしているということについて、できないことはないんだと。あんまりよくないけどみたいな話だったけど、私が問題にしているのは、これも問題なんです。だけど、教育部長が説明した指定管理者の公募に当たって、本来対象でないものを対象にして公募したということでしょう。だから、その議案が成り立つのかということの問題提起したわけですよ。これにはお答えになっていないわけです。先行してやるべき議案と、この議案と、同一会期内で扱うことはできるという解釈ですということと言われるけど、その指定管理者の議案そのものが成り立つのかということをお尋ねしているんですよ。

○教育部長

今回、議案提案に当たりまして、今、川上委員のご指摘される件につきましても、顧問弁護士のほうに確認に行きまして、提案自体ができるのか、そもそも公募した時点で、そこについてどうなのかといったところについて確認を行ってきております。その上で、今回の提案を行わせていただいているものでございます。誠に申し訳ありません。

○川上委員

顧問弁護士は、あなた方の顧問弁護士なんでしょう。あなた方をサポートするというのが、顧問弁護士の任務でしょう。だから、あなた方はどうしたら提出できるか、提出したら悪いのかと聞いて、どうしたらよいかというのを答えるのが仕事じゃないですか。よっぽど法令違反がある場合は、いやそれはまずいですよと言うかもしれないけど。その提出ができるかどうか、あなた方、本質的には議会運営委員会が、議会の側が判断するわけだけど。選定の方法なども考慮するとね、これは容易に気がつくはずですよ。選定委員の半数を担当部課関係が占めてはいけないということになっているわけでしょう。担当部以外の職員もおったわけでしょう。行政のプロが集まってね、こういうことをしているわけでしょう。これを、ごり押ししようというのはね、片峯市政の下で本当にしているのか、市長の判断があったと思うけど、それで、さっきから市長の見解を聞いているんだけど、休憩しては何かパフォーマンス的に5、6人集まって、いいということなんだと言っているんだけど、それで市民に対して、市長の説明責任を果たせるかということですよ。だから、市長ね、どういう存念があって出すのかね、図書館流通センターに正しくない公募をしたんだから、謝って白紙に戻すか、あるいは議案上程を遅らせるか、少なくとも、これは市長の判断でできるはずなんですよ。今、脱線したまま無理にね、車輪を動かそうとしているわけでしょう。一遍止めるか、戻すかしないといけないでしょう、脱線を元に戻すには。これができるのは市長しかいないんでしょう、今の話だと。副市長が2人もおってね、何のブレーキも掛けきれないのか。何のために副市長2人おるんだと言いたいですよ、市民は。市長、ちょっと答弁してください。

○片峯市長

今回の議案上程の、まずは在り方についての問題が1点と、それから指定管理者の指定ということの内容の問題が1点と、2点大きな問題を抱えながら、今回上程をあえてさせていただいております。まず順に言いますと、本来、穂波の図書館と頼田館、これを総合的に指定管理とすることで、どういうメリットがあるかということについては、恐らく所管の委員会等で審議いただくことになると思います。それによって、子どもたちや市民の方の利便性が向上すると判断しましたので、それらを総合的に指定管理の下に運営するということについては、私はそのほうがよしというようにひとつ判断をいたしました。

その上で本来なら、この指定管理にするかどうかの議案を9月議会に上程し、議員の皆さんからご意見をいただきながら、議決した後に、指定管理者の指定の議案は本12月議会に提案するということが、本来の姿であるということは私も認識しておりますが、ここの指定期間として挙げております、来年の4月1日からは指定管理者を指定してスタートしなければなりませんので、これはあえて議会のほうに陳謝し、そしてご理解いただきながら、2つの議案を12月議会でご審議いただく中でご議決いただくことのほうが、今の流れ、市民生活に支障がないというように判断をいたしました。

また、指定管理者の指定について、一旦指定はしていますが、まだ、契約までは至っていないということで、一定ほっとはしておりますが、このことについて議会で否決されたときに、うちのほうに当然瑕疵があるわけですから、そのことについてどうかということについて顧問弁護士のほうにも相談に行かせましたが、これは図書館流通センターが、今、候補に挙がっておりますので、ここにご理解をいただく中で、検討していくほうがよろしかろうということで回答をいただいているものでございます。今、進め方については川上委員ご指摘のとおりだと思

いますが、先ほど説明したような状況でございますので、議員の皆さんのご理解をいただきながら、12月議会にてご審議いただきたくお願い申し上げます。以上でございます。

○川上委員

こういう本来上程できないだろうという議案を、過去に、片峯市長が上程したのは関の山鉱業権と市有地の売却議案についてですよね。地元の同意なしに出さないと言っていたのを、同意を得たということで強引に出してきた。それに続く2回目だと思います。明らかに市長が正しくないというふうに自覚があるのに出そうとしていると。そういう市長を、私は見過ごすことはできませんよ、市民の目の前で。市長、辞職したらどうですか、こういうことを繰り返すならね。それぐらいの重大問題ではないんですか。議会ではね、あなたの与党が多数かもしれないけど、市民はこういうやり方を、誠心誠意というあなたの選挙公約からいってもね、認めることはできないですよ。

○委員長

川上委員、川上委員にお知らせします。付託事件の範囲内でお願います。（発言する者あり）全く違う話になってきていますので。

○川上委員

提出をگری押しするというぐらいならね、職を辞して、代わる者にね、責任をとってもらったらどうかということを行っているわけですよ。

○委員長

川上委員、再三注意しますが、そういう違う話はやめてください。

○川上委員

違わないですよ。議案提出に関わることじゃないですか。誰も責任取らないよ。こういうでたらめなことをしようとして。議案提出の順序の問題じゃない。議案そのものの問題じゃないですか。極めて不透明ですよ。この不透明の背景に何があるのかということも、片峯市長は市民に説明しなければなりませんよ。辞職しませんか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:26

再 開 10:27

委員会を再開いたします。

○片峯市長

このたびの上程の手順の在り方について、市民の代表であります議会に、手順を追って、9月議会そして12月議会というようにご審議いただくのが正しい在り方であるということは私も重々認識しております。その点の事務手続上のミスについては、大変申し訳なく思っておりますが、今、川上議員がおっしゃるような、そこに何かあるのではないかだとか、不透明だと言われるようなことは、一切ございませんので、今後、このような事務を執り行わないように、しっかりと職員の指導と管理を進めていきたいというように思っております。そのように職責を果たすことで、市民の負託にお応えしたいと考えております。

○川上委員

私は「議案第115号 指定管理者の指定（飯塚市立図書館）」については、提出権が市長にあるでしょうけれども、議会運営委員の私、川上直喜としては、市民の同意が得られないのではないかというふうに思いますので、問題点を指摘しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今の件について再確認したいんですが、教育部長、顧問弁護士のところ聞きに行かれたと

いう話がありました。同時提出になるんだけど、これについては適法であるという顧問弁護士の判断なのかどうか、お聞かせいただけますか。

○総務部長

同時提出については、法制上、適法であるというふうには確認をいたしております。なお、指定管理者の指定議案の手続につきましては、議決をもってこの契約自体が確定いたしますので、それまでの準備行為につきましては、仕様自体がきちんと確定した中で、公募対象者に対して示され、公募がかけられておりますので、準備行為としての選定行為あるいは公募の行為についても、法的な瑕疵はないというふうに認識をしております。

ただし、一連の流れの中での議会審議における準備の不手際といったことについては、先ほど来申しておりますとおり、事務手続上の瑕疵が、失念行為といった瑕疵があったというふうな認識の中で、提出をさせていただいております。

○江口委員

再確認いたします。不適切な出し方であるということはお認めになっておられる。それは重々承知されていることだと思うんだけど、問題なのは適法なのかどうかなんです。顧問弁護士に確認したら顧問弁護士も適法、不適當だけど適法であるというお話だったのかどうかと、それと今、部長がお話になったのは市の見解だと思うんだけど、市の見解としても同様なのかどうか。再度、お答えいただけますか。

○総務部長

委員言われるとおり、同様であります。両方とも同様でございます。なお、念のためですがけれども、指定管理者にしますという条例が否決になった場合は、その条例が否決になっていきますので、契約議案自体もすぐに駄目になるというような見解でございます。

○江口委員

議会事務局にお尋ねいたします。市の見解、顧問弁護士の見解と同様に、議会事務局としても出し方に問題があるというのはそのとおりではあるんだけど、出すこと自体に関しては適法であるということによろしいですか。

○議会事務局次長

先ほども申し上げましたけれども、参考書で地方財務実務大全によりますと、公の施設の設置管理条例を設け又は改正、指定管理者を指定することの順序で提案し、議決することが適当であるとされていますが、同一会期中に議決することは可能であるとされております。したがって、後ほど、この中で付託委員会なり会期日程なりをご審議いただきますけれども、指定管理者の指定議案は改正条例の可決を前提とした議案となっております。本案2件につきましては、いずれも委員会でご審議をいただきますが、その後、最終日、本会議の取扱いにつきましては、採決の結果、改正条例案が可決されましたら、引き続き指定管理者指定議案の採決を行うことになります。もし仮に改正条例案が否決された場合には、指定管理者の議案については議決不要とする取扱いとしていただいております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

ちょっと確認というか、言葉が足りなかったかもしれませんが、私は115号の提出を受けることについては反対ですので、そのように取扱いをお願いします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：33

再 開 10：35

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について、説明いたします。

「令和4年第6回市議会定例会 議案一覧表」をご覧ください。

議案第90号は総務委員会に、91号は協働環境委員会に、92号は福祉文教委員会に、93号は協働環境委員会に、94号から101号までの8件は経済建設委員会に、102号から108号までの7件は総務委員会に、109号は福祉文教委員会に、110号から112号までの3件は協働環境委員会に、113号は福祉文教委員会に、114号は協働環境委員会に、115号は福祉文教委員会に、116号は協働環境委員会に、117号は経済建設委員会に、それぞれ付託していただいております。

また、これにあわせる形で議案付託一覧表(案)も作成いたしております。

ご審議方、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

ですから、私は「議案第115号 指定管理者の指定(飯塚市立図書館)」について、付託そのものについて同意ができません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案の付託委員会については、川上委員のほうから異議がっております。議案の付託委員会について事務局説明のとおりにすることに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。

「令和4年第6回飯塚市議会定例会 会期日程(案)」をご覧ください。

会期につきましては、11月30日から12月16日までの17日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程(案)に記載のとおりと考えております。

なお、12月13日及び14日に開催されます委員会につきましては、三密を避けるため、これまでと同様に、議場と委員会室を使用して開催し、引き続き、発言時のマスク着用、会議中のペットボトルの持ち込み等、感染防止策を実施していくこととしております。

以上、ご審議方よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締め切りにつきましては、明日、1月22日、火曜日の午後5時までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案、請願につきましては、12月1日、木曜日、午後5時まで提出していただきますようお願いいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「陳情の取り扱いについて」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

提出されております陳情が1件ございます。

「陳情第24号 「飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」のすみやかな可決を求める陳情」につきましては、そのデータをサイドボックスの本定例会のフォルダに掲載いたしますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「陳情の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

少し長くなりますが、よろしく願いいたします。

「飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」【資料1】に沿って、ご説明いたします。

まず、「1 目的」でございますが、デジタル社会形成整備法が令和5年4月1日から施行されることに伴い、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の三本の法律が一本に統合されます。地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールが規定されることとなり、その所管が個人情報保護委員会に一元化され、各地方公共団体においても、個人情報保護法の規定による共通ルールが直接適用されることとなりますが、議会については、共通ルールの適用対象から除かれています。このため、本市議会におきまして個人情報の保護に関する条例を制定するものでございます。

資料1 ページの中段の表をご覧くださいと思いますが、今後、執行部につきましては、個人情報の取り扱い、開示請求等の要件・手続きなどの主要なルールにつきましては、個人情報

報保護法に基づき、また、開示決定期間、手数料などの法が許容する事項については、12月議会に、「飯塚市個人情報保護条例の全部を改正する条例」が上程される予定となっております。これが可決されましたら、令和5年4月1日以降は、「飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、個人情報の取り扱いが行われることとなります。

議会につきましては、先ほど説明しましたとおり、個人情報保護法の適用を受けませんので、執行部においては法と条例の2段構造になります内容を、個人情報保護条例として制定する必要があります。

次に、「2 制定に向けて」でございますが、全国市議会議長会より、全国都道府県議会議長会、全国町村議会議長会と共同で個人情報保護委員会及び総務省の助言・協力を得て作成されました、【資料2】の個人情報保護条例の(例)が示されています。これを基に、議会事務局において【資料3】飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例(案)を作成いたしております。

この条例は、執行部と整合性を図り制定する必要があります。具体的な内容については、後ほどご説明させていただきます。

次に、「3 スケジュールについて」でございますが、デジタル社会形成整備法が、また、執行部の改正条例が令和5年4月1日に施行されれば、議会における個人情報の規定がなくなることから、遅くとも令和5年3月定例会までには条例を制定する必要があります。

なお、条例において、罰則を規定する場合には、検察庁との事前協議が必要となっており、これに2か月間程度の時間を要することから、検察協議を並行して行ってまいります。

また、飯塚市議会個人情報保護条例施行規程(案)についても、並行して検討を行ってまいります。

次に2ページ、「4 条例で定める主な内容」でございますが、こちらには第1章から第6章までに規定する条例の概要を記載しております。説明については省略させていただきます。

次に3ページ、「5 検討項目について」でございます。

最初に、①開示請求の決定期間等についてでございますが、開示請求・訂正請求・利用停止請求の手續に関する事項については、法の規定に定める期限より短くすることは許容されており、執行部との差異が生じないように、期間等について表に記載のとおりとしていただいております。

表につきましては、項目ごとに、左から、個人情報保護法に規定されている日数、「飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)」に規定されている日数、飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例(案)に規定する日数、備考として、条例(案)の記載条項について記載しております。

なお、開示決定等の期間や延長が必要な場合の期限等については、現行の個人情報保護条例に規定されている日数と変更はございません。

次に、②開示請求に係る手数料及び費用負担についてでございますが、こちらについても現行の個人情報保護条例と同様に、開示請求にあたる費用については開示請求者に負担を求めないこととしております。ただし、写しの作成に係る経費や送付に要する実費については、開示請求者の負担としております。

次に、③審議会への諮問についてでございますが、全国市議会議長会が示した個人情報保護条例の(例)では、第50条は(審議会への諮問)となっておりますが、執行部提案の個人情報保護法施行条例では、個人情報保護審査会に審議会機能を持たせることとしておりますことから、第50条については(審議会への諮問)を(個人情報の適正な取り扱いの確保)とし、飯塚市個人情報保護審査会に諮問できる旨を規定しております。

最後に、④過料についてでございますが、地方自治法第14条第3項の規定により条例で規定できる過料の上限は5万円となっております、現行の個人情報保護条例に規定されている過料に

定める額と変更はございません。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたが、本件については、各会派に持ち帰っていただきまして、次回以降の委員会で意見の集約を行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

現時点で質疑等があればお受けしますが、何かございますでしょうか。

○川上委員

説明を聞きましたけど、これは議会として、議会としてと言うか、議員提出議案ということなんだろうけど、3月議会に提出を検討するという趣旨のお話でしょうか。

○議会議務局次長

はい、そのとおりです。先ほど言いましたよう検察協議のほうもございますので、今後そういうのを並行して進めながら、3月議会のほうで議員提出議案として上程いただければ、調整を進めていただければというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

よろしいでしょうか。

最後に、次回の委員会は12月8日、木曜日の本会議終了後に開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の審査は全て終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。